

議会だより

Shiso City Assembly News

Vol.72



TOPIC

議長就任挨拶
新体制紹介 … P2

報告

臨時会、定例会 … P3~5
総務経済常任委員会審査 … P4
文教民生常任委員会審査 … P5

新病院調査報告

新病院特別委員会 … P6・7

一般質問 … P8~10
9月定例会日程 … P10
会派構成、議会のしくみ … P11

いいねしそうな人

ポップコーン専門店ヘレンケラー … P12



宍粟市議会

市議会の体制 新たな構成に なりました



議長
浅田 雅昭



副議長
今井 和夫

宍粟市議会の新しい体制が決まり、
正副議長、委員会構成が変更に
なりましたのでお知らせします。

**就任
挨拶**

去る5月23日の本会議におきまして議長、副議長に選任され、重責を担うこととなりました。その重責を全うすべく、全力で努めてまいります。

宍粟市は、少子高齢化、過疎化、人口減少等、課題が山積しています。議会は、二元代表制の一翼を担う責務を果たすため、山積する課題解決に向けて必要な政策の立案・提言を行い、市民の福祉向上と活力あるまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

しかしながら、市民の皆様からは、議会の活動が見えないなどの意見もいただいています。広報広聴活動の充実を図り情報発信に努めるとともに、市民の皆様の多様な意見を把握し、宍粟市の将来像の理念である「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現を目指すためには、市民と議会そして行政が連携・協働して取り組んでいくことが大切であると思います。

地方公共団体の意思決定機関としての議会の役割を認識し、市民の負託に応えるため、信頼される議会を目指していきたく考えています。

今後とも、ご支援ご協力を賜りますようお願いし、就任のご挨拶といたします。

宍粟市議会の構成

市の事務事業の範囲は、幅広く複雑なため、本会議で議決するための予備審査機関として常任委員会を設け、専門的に議案の審査や行政課題の調査・研究を行います。議員は委員会に所属し、申し合わせにより任期は2年間となっています。(◎は委員長、○は副委員長、正副委員長以外は議席順)

総務経済常任委員会

- 市長公室 (秘書、広聴、地域創生、企画調整、危機管理、交通安全など)
- 総務部 (条例、人事、広報、地域情報化、財政、財産、入札など)
- 産業部 (農林業・商工業振興、観光、雇用対策、環境政策など)
- 建設部 (道路改良、市営住宅、移住定住、空き家対策、上下水道など)
- 選挙管理委員会、農業委員会、会計課、監査委員、公平委員会

- ◎大久保 陽一・飯田 吉則
- 八木 雄治・中本 隆敏
- 津田 晃伸・林 克治

文教民生常任委員会

- 市民生活部 (地域づくり、公共交通、戸籍、国保、年金、市税、ごみ、人権など)
- 健康福祉部 (介護保険、高齢者福祉、障害者福祉、保健事業、母子保健、地域医療など)
- 教育部 (学校教育、学校給食、幼児教育保育、社会教育、図書館など)
- 総合病院

- ◎神吉 正男・西本 諭
- 垣口 真也・大畑 利明
- 山下 由美・今井 和夫
- 前田 佳重

広報広聴常任委員会

- 議会だよりの発行や議会報告会など
議会の広報広聴活動

- ◎中本 隆敏・津田 晃伸・垣口 真也・大久保 陽一
- 八木 雄治・前田 佳重・神吉 正男・今井 和夫

予算決算常任委員会

- 市の予算及び決算について審査

- ◎今井 和夫 ○飯田 吉則 正副委員長のほか議長を除く全議員で構成

政治倫理審査会(特別委員会)

- 市民又は議員からの調査請求
及び議長からの諮問に関する調査等

- ◎前田 佳重・飯田 吉則・垣口 真也・林 克治
- 山下 由美・八木 雄治・神吉 正男・今井 和夫

議会運営委員会

- 議会の運営及び議長からの諮問に関する協議

- ◎飯田 吉則・神吉 正男・大久保 陽一
- 中本 隆敏・西本 諭・今井 和夫

監査委員(議会選出)

- 識見監査委員と2名で行政全般を監査

- 林 克治

組合議会(構成市町より選出)

- 【にしはりま環境事務組合】
たつの市、宍粟市、上郡町、佐用町で組織する一般廃棄物処理施設の運営

- 西本 諭・林 克治
今井 和夫・浅田 雅昭

- 【西はりま消防組合】
相生市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町で組織する消防事務組合

- 津田 晃伸・浅田 雅昭

4月26日に臨時会が開催され、 以下の専決処分及び 補正予算を審議しました。

第57号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)の専決処分(専決第8号)の承認について

医療用機械器具の購入に当たり、その製造に要する半導体等部品の納期遅延により、医療機器が年度内に導入できないことが判明したため、その繰越明許費を計上するもの。

質疑 どのような治療に使用する機器で、納入の見通しは。また、診療への影響と対応策は。

答弁 購入機器はマイクロ治療器で神経痛などの痛みを緩和するための器具で、8月末までには納入される見通しである。納期遅れに対しては、現在2台を保有しており、安定して稼働しているので影響はない。

第58号議案 宍粟市税条例の一部改正の専決処分(専決第9号)の承認について

地方税法等の一部改正により、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置並びに、軽自動車税種別割のグリーン化特例等の特例措置の適用期限の延長などを行う。

質疑 今回の改正で対象となるマンションが、市内にあるのか。

答弁 市内に2棟対象となるマンションがある。

第59号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分(専決第10号)の承認について

地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられるとともに、税額の軽減に係る基準が拡大されたことに伴い、宍粟市も同様に条例改正するもの。

質疑 後期高齢者支援金など課税限度額引き上げの影響について、どの程度の市民が負担増になるのか。

答弁 後期高齢者支援金課税限度額が20万円から22万円に引き上げられることにより、負担増になる世帯は、本年4月25日時点で、国民健康保険に加入されている全4,725世帯のうち、177世帯が対象世帯となる。加入世帯のうち約3.7%の世帯が負担増となる。

第60号議案 令和5年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)について

歳入歳出それぞれ4,778万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ229億280万8千円とする。

国において、食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金として、児童1人当たり5万円を給付することが決定されたことに伴い、当該給付事業に必要な事業費と事務費について、国庫支出金を財源として追加するもの。

質疑 国の予備費を使つての支援であるが、令和5年度の非課税世帯を対象としていいのか。

答弁 国のQ&Aを確認すると、家計急変もあるため所得要件として取り扱ってもよいと県にも確認している。また、家計急変の対象については、基準日など国により示されしだい、市広報誌や子育てアプリなどで周知が行き届くようにしたい。

6月定例会は、5月23日から6月20日までの29日間の日程で開催され、令和5年度一般会計補正予算及び宍粟市税条例の一部改正などを可決しました。

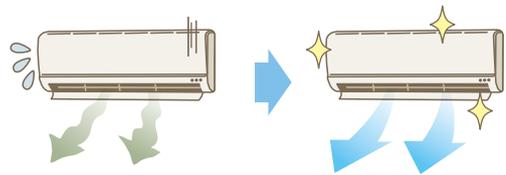
総務経済常任委員会審査部分

第84号議案 令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）の関係部分

燃料価格高騰に伴う支援策のうち、生活支援者として、家庭における光熱費の負担軽減を図るため、省エネ家電への買い換えや、照明のLED化を支援するほか、事業者支援として、農業従事者など燃料価格等の高騰の影響を受ける幅広い事業者に対し、負担軽減や事業継続のための支援を行うもの。

質疑 省エネ家電買い換え促進事業の制度設計について伺う。

答弁 制度設計は、国の推奨事業メニューであり、対象製品及び省エネ基準については、市内内容を決定した。



質疑 入浴事業者支援事業と事業用燃料価格高騰対策支援事業との経費算定の期間の違いについて伺う。

答弁 入浴事業者支援事業については、原油価格等の高騰以前の燃料代との影響額が比較できるように令和2年度と令和4年度の比較をすることとし、事業用燃料価格高騰対策支援事業は対象事業者及び主要燃料の種別が多岐にわたることから申請手続きの簡素化のため直近1年間のうち任意の1か月を対象とする。



第88号議案 原不動滝公園施設に係る指定管理者の指定について

「原不動滝公園施設」に係る指定管理者につきまして、宍粟市指定管理者選定審議会による審査を経て協議しました結果、「原自治会」を令和5年7月1日から令和9年3月31日までの指定管理者として指定したく提案するもの。

質疑 指定管理者の指定について公募されたのか。

答弁 現状、バーベキューサイト及びオートキャンプ場について原自治会が行政財産の貸付によって地域活性化のために取り組みをされていることから指定管理者として指定した。



審議をしました

文教民生常任委員会審査部分

第84号議案 令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）の関係部分

- 『企画費』燃料価格の高騰を受けて市内の公共交通網を維持するため運行事業者に支援する。
- 『民生費』物価高騰に直面する低所得世帯への支援として、住民税非課税世帯と家計急変世帯を対象に1世帯あたり3万円、住民税均等割のみの課税世帯を対象に1世帯あたり2万円を支給するための必要な経費の補正、また、事業者支援として、介護や障害福祉サービス事業所、医療機関、保育施設等に対し、事業の継続支援を行う。
- 『民生費』城下地区認定こども園の建築面積の変更に伴う補助金増額のための補正

質疑

支援の対象が大型バスと循環バスのみを対象とする理由と支援金の算出根拠を伺う。



答弁

持続可能な公共交通の維持確保を図る観点から、昨年度に対象としていなかった大型バスと循環バスを対象とし、高騰した燃料代の2分の1を支援する。

質疑

光熱費の支援を対象とした理由を問う。

答弁

市内いくつかの介護サービス事業所や障害者支援施設、また医療機関へ電気代とガス代の高騰による支出状況の影響を確認したうえで、光熱費を補助する対象とした。

質疑

認定こども園施設整備における増額補正の理由を伺う。

答弁

こども園の園舎の建築面積が増えたためであるが、補助金額に上限が設けられており、補助金の総額が増えるものではない。

第86号議案 宍粟市税条例の一部改正について

地方税法等の一部改正により、森林環境税の導入に伴う所要の規定の整備、給与所得者の扶養親族等の申告の簡素化、特定小型原動機付き自転車の軽自動車税種別割の改正、排ガス・燃料性能試験における不正行為による納付不足税額の加算割合の引き上げを行うほか、所要の文言の整理、引用部分の条項ズレに対応するもの。

質疑

森林環境税の徴収について、市民全員に課税されるのか。
また、国から徴収取扱費は措置されるのか。

答弁

森林環境税は、生活保護法により生活扶助を受けている人、障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得額が135万円以下の人等には課税されない。
また、税込全額を森林環境譲与税として市に譲与されるため、徴収取扱費は市に対して交付されない。

第87号議案

宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、家庭的保育事業や特定教育・保育施設の運営等に関する基準を定める省令及び府令が改正され、厚生労働省の所管となっている事項の一部が内閣府に移管されることを受け、当市におけるこれらの基準を定めている本件条例について改正するもの。

新病院整備の 基本設計における 収支試算結果に関する 調査特別委員会 調査報告書

私たちが考える持続可能とは、「将来にわたって公立宍粟総合病院の機能を失わずに続けていけること」です。そのために、新病院基本設計に示された開院後10年間の収支試算案が、公立病院の機能を失わず、持続的に医療提供するために、適切、妥当なものかどうか調査しましたので、その概要について報告致します。

●全文及び詳細、委員間で交わした意見等は、ホームページの報告書にてご確認ください。



調査の目的

基本設計時に示された開院後10年間の収支試算結果について、病院運営が持続可能かという妥当性を議会として判断するため、特別委員会を設置する。

特別委員会の概要

- 設置議決：令和5年3月24日
- 委員長 大畑 利明 副委員長 垣口 真也
委員 神吉 正男、八木 雄治、津田 晃伸、今井 和夫
- 設置期間：設置の日から3か月以内
- 開催状況：令和5年3月24日～令和5年6月19日まで17回

調査の手法

病院及び財政担当者からの資料提出・説明及び参考人（市内開業医・コンサル業者）との懇談、意見聴取並びに各委員独自調査・作成資料などを基に、委員間の討議を中心に調査を実施。

調査の内容

新病院整備に関する収支見通し等の点検に加え、持続可能な医療提供体制であるかどうかの点検が必要であるとの認識に立って調査を行う。

①公立宍粟総合病院（新病院）の役割及び機能

- ・回復期の機能の役割と最適化について
- ・急性期病棟、小児・周産期医療について
- ・救急医療について

②新病院に対する財政シミュレーションについて

- ・開院後10年間の収支試算表について（医業収益・医業費用等）
- ・経営強化プランとの関係
- ・新病院整備の適正規模に関して

宍粟市新病院
基本設計概要説明
YouTube動画



新病院外観パース（予定）

委員の主な意見

急性期病棟は、現在95床（病床利用率約70%）で平均66人/日の利用者に対して、新病院では68床（病床利用率88%）、平均61人/日の設定条件は実現可能と考える。

回復期病棟は、現在の84床から96床まで増床となっている。これは、回復期病床は全国的に不足しており、西播磨医療圏においても不足していること。県立はりま姫路総合医療センター（以下「はり姫」）からの患者受け入れが見込まれること。開業医からの短期間の入院も含めた入院受け入れが見込まれること。また、将来推計入院患者数は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）の将来人口推計にその年代ごとの受療率を掛けて考えるべきであり、2025年を100とすれば2035年は97とほとんど減らない。（ちなみに2045年は84、2055年は69）

よって、平均91人/日は実現可能であり、入院患者数152人/日の設定は概ね妥当と考える。

2017年から2021年の5年間の医業収益の年平均決算額は、34億7,186万円の実績であるが、収支計画では、2027年開院時、約40億8千万円を見込み、10年間均等（0.45%）に増収し、2036年度10年目の医業収益は、約42億5,116万円を見込んでいる。人口減少が進む中で、これが実現可能であるとする要素や根拠がなく、妥当とすることは出来ない。

宍粟市の総人口に対して、過去の実績値を基に入院患者数・外来患者数を換算すれば、開院時の入院患者数は107人、外来患者数は304人と推定される。開院後10年間の収支試算については、社人研の人口推計を基に計画を立てるべきであり、入院患者数152人/日、外来患者数400人/日が、10年間継続されるとの設定は、妥当性を見出せる根拠に乏しく、医業収益が見込める試算ではないと考える。

*その他詳細はホームページの報告書にてご確認ください。

特別委員会の調査結果

特別委員会の任務は、「基本設計時に示された開院後10年間の収支試算結果が、公立宍粟総合病院の運営が持続可能であるかどうか」の妥当性を判断することになりました。しかし、特別委員会として、開院後10年間の収支試算表が持続可能な計画かどうかの判断結果は、「妥当である」と「妥当でない」の両方の見解に分かれ、統一見解を出すに至りませんでした。

特別委員会の調査結果としては、今の計画のまま進めるのか否かは示せませんでした。今後、経営強化プランを策定する中で、兵庫県の助言や経営強化アドバイザー（有限責任監査法人トーマツ）による分析と検証の結果に委ねることとしました。

なお、公立宍粟総合病院が健全経営を維持していくために、特に留意・改善の必要があるとして、委員の意見が一致した内容について提言を行うこととしました。

具体的な方策について

提言① 宍粟市域内における病診連携の充実

市内唯一の病院として、急性期医療及び回復期医療を提供し、市民の安心安全な暮らしを守る役割がある。新病院は、開業医・介護施設などとの連携を進めるとともに、宍粟市域特有の課題に対しても受け入れを行うなど、地域包括ケアシステムの中核的機能を果たされたい。

提言② 地域包括ケア病棟の在り方について

地域包括ケア病棟は、診療報酬の面から自院での転棟ではなく、他院からの入院割合が重要視されていることから、はり姫等のポストアキュート機能（回復期患者の受け入れ、治療機能）を支える医療機関及びサブアキュート機能（救急受け入れ、かかりつけ患者の受け入れ）の医療機関として、将来的に維持できる体制の構築に努められたい。

提言③ 客観的根拠による設計と病院職員のコスト意識

コスト意識を持って全体をコーディネートする必要がある。財政的な視点、コスト意識に基づき全体的な調整機能が働いているのか再点検を求める。

提言④ 臨床研修医の受け入れ等を通じた若手医師の確保

基幹型初期臨床研修病院の指定を受け研修医の養成と今後の医師確保に取り組んでいるが、現在のところ、まだ専門医の確保への成果に繋がっていない。今後においても、研修環境の構築に向けた取り組みを進め、研修後は、公立宍粟総合病院の勤務医として復帰してもらえ環境整備に努められたい。

中本 隆敏

NAKAMOTO TAKATOSHI

Q 宍粟市医師奨学金制度の奨学金額増額について

A 県養成医師制度との併願なども考え奨学金の運用方法を考えていきたい

市長 奨学金の金額については、制度を設けている医療機関や他市町と比べても、ほぼ同額であり、遜色のない状況と認識をしている。

提案の県養成医師制度との奨学金併願を可能とすれば、県の義務勤務年数9年間の経過後、総合病院に貸与期間義務勤務年数の勤務をしていただく場合、県勤務の9年間にわたり多様な経験をされた後に総合病院に勤務されることになるので、総合病院にとっても、より即戦力の確保となり、メリットは大きいと考えている。

市としては、現行の奨学金制度のみであるが、他の医療機関や他市町の事例を参考にしながら、現行制度以外に新たな有効な制度があるのか、また、市として制度化できるのかなど、これらを含めて医師確保のための対策を今後検討していきたい。



その他の質問
・日曜診療について

大久保 陽一

OKUBO YOICHI

Q 新病院への安心な公共交通（アクセス）を

A 現行ルートを延伸して、新病院へ乗り入れることをバス事業者と検討している

質問 自動車運転免許証返納後のご高齢の方にとって、医療機関への安全安心な公共交通（アクセス）が必要である。市北部で生活されているご高齢の方や一たんバスが走っていない山崎町中心部のご高齢の方の将来不安の一つとして新病院へのアクセスがある。新病院へのアクセスについて市の考えを伺う。

副市長 新病院へのアクセスについては、現在の循環線及び小型バスの戸原線及び城下線の現行ルートを延伸して、新病院へ乗り入れることをバス事業者と検討している。

質問 子どもの健全な成長を阻害するネオニコチノイド系農薬が、欧州連合（EU）の域内からほぼ姿を消した。この農薬の使用を減らす取組を本市としてできないのか見解を伺う。

産業部長 生産者・関係部局・農業団体とともに調査研究を行い、令和4年度より、ネオニコチノイド系農薬不使用や堆肥等を積極的に活用した「宍粟ブランド米」づくりに取り組んでいる。



その他の質問
・地域再生に向けて

飯田 吉則

IIDA YOSHINORI

Q パートナーシップ制度導入の進捗状況は

A 令和6年4月導入に向け検討を進めている

質問 ファミリーシップ制度も含めてということだが、どのような体制で検討されているのか。また、制度導入の有益性のためにも、周辺自治体との連携が必要だと考えるがどうか。

市民生活部長 各部局の職員で構成する庁内検討会議を設置して、制度導入による各課の行政サービスの洗い出しや課題の検討を行っている。播磨圏域連携中枢都市圏等に呼びかけて連携できる形を考えている。



質問 小規模自治会の存続が危ぶまれる状況にあり、早急な対応が望まれるが考えを伺う。地域運営組織の設置がその解決に繋がるかのように言われているが、かえって重荷にならないか危惧する。

市長 地域運営組織を作り、課題の共有と解決を図ることを考えているが、そのことが小規模自治会の重荷にならないよう、方向性を間違わないよう進めていきたい。

八木 雄治

YAGI YUJI

Q ヘルメット着用、努力義務化での市の対応について

A 市民への周知、啓発をしっかりと警察とともに進めていきたい

質問 自転車用ヘルメット着用が努力義務化になったことに対する市の取り組みを伺う。

市長公室長 自転車用ヘルメットの着用は、交通事故被害を軽減し、命を守ることに繋がるとしており、市としても宍粟警察と協力しながら、啓発を行っている。



質問 高齢者向けスケアードストレイト交通安全教室は市民全般に向けて行ってはどうか。

市長公室長 高齢者大学に広く市民も参加いただき、学習できるような形式で調整をして参加いただけるように考えている。

質問 带状疱疹ワクチン接種の助成について伺う。

市長 国の予防接種ガイドラインにおいても、現時点では、任意接種であることから、市としても、今後の社会的要請の高まりによる国や県の動向を注視してまいりたい。ただ多くの皆さんが困っておられる状況も聞いているので、そのことも加味しながら、今後検討を加えていきたい。

津田 晃伸

TSUDA AKINOBU

Q 新病院建設より北部の救急搬送の整備を

A 他の高度急性期医療機関との連携強化を図る

質問 高齢者が増え、心筋梗塞、脳卒中の増加が予測される。それら疾患は時間勝負で、新病院が命の砦として救命救急にあたりと期待する市民も多い。実際は県立はりま姫路総合医療センターが担う構想で、一宮北部、波賀、千種からの搬送は2時間強かかる。現計画では新病院に心筋梗塞、脳卒中の救命救急受入れ機能はなく、救える命が救えないと危惧する。新病院は中身が肝心で、脳外科や応急処置できる医師の派遣を県と交渉し、救急搬送の仕組みを構築し、安心して住めるまちとするのが最優先ではないか。

市長 ドクターヘリの発着場を千種や波賀も含め市内4箇所整備し、運行している。千種から15分で姫路に搬送出来る。ただ夜間は飛行できない問題もあり、今はないがドクターカーとの併用や救急救命士を養成し、新病院では応急治療ができる場合はやってから搬送する。

副院長 新病院の役割は二次救急であり、高度専門的な三次救急は連携が基本になる。



その他の質問

・空飛ぶクルマの地域モビリティとしての可能性について

大畑 利明

OHATA TOSHIKI

Q 新病院への期待と建替計画は符合していないのでは

A 新病院が、出来る事、出来ない事は、伝えている

質問 新病院は、現病院の単なる建替である。新しい病院への市民アンケートと建替計画に違いがある。市民の期待、要望を裏切ることにならないか。また、現在の敷地・建物の活用計画を立て、156億円の事業費を抑制すべきと考える。

市長 新病院で出来る事、出来ない事は、伝えてきた。懇談会等は考えていない。病院跡地の活用は、これから議論を深めていく。

質問 20歳~39歳の女性の多くがまちを去っていることが少子化の原因。子育ての安心感や生活の質が高まれば、子どもが生まれ、魅力あるまちなら人が人を呼ぶ好循環を生む。「住む・働く・産み育てる」ための支援策を提案する。

市長 財源の問題、国の少子化対策の状況を見ながら検討していく。



山下 由美

YAMASHITA YUMI

Q ひとりの人も取り残さない避難体制の整備を

A 総力を挙げて取り組んでいきたい

質問 3月の議会においても、同じ内容の質問を行った。その理由は、支援を必要とする人等への避難施策が、はっきりと見えてこなかったからである。

コロナ禍により、孤独や不安感を抱える人、また、多様性を認める状況も生まれてきた。そのような中、地域や専門職の人たちが頑張っておられる。

市長公室・危機管理課が中心となり、地域の実情を把握し、避難体制の再構築を行っていく必要性を感じるが、どうか。

市長 災害がいつ起きるかもしれない状況の中、現在の状況に対応できるよう、総力を挙げて取り組んでいきたい。

多様性や福祉、いろんなことを総合力として対応して行く。その方向性を持ち、災害対応を行っていきたい。



その他の質問

・公共施設のトイレへの「生理用品の常備」について

前田 佳重

MAEDA YOSHISHIGE

Q 返還への方向性と市の信用失墜の責任を

A 二度と同様の事案が発生しないよう取り組む

質問 宍粟市雇用創生協議会不正受給の未返還問題について、厚生労働省が示している事業責任については、事業終了後に協議会が解散する場合は、会計法上必要な書類等を市で保管する。同様に、事業終了後に何らかの問題が生じた場合、責任及び補償は市に帰属するものとされている。返還期限の令和2年5月1日までに何故返還できなかったのか。また不正受給等によるペナルティが年10%の加算金と延滞金が膨れ上がった責任はどうするのか伺う。

市長 返還命令は協議会に届いている。その責任は会長である私にある。返還に向け法的措置も講じたが解決に至らず、解決策が見当たらない状況である。

市長公室長 事業停止後に事業費の精算確定作業を行われ返還命令が届いたが、協議会には返還資金がなく返還できなかった。協議会での不適切な支出の指摘であり、市が立て替えることにはならない。



その他の質問

・三世同居・近居の推進について

神吉 正男

KANKI MASAO

Q 商店街の石畳改修には計画性が必要ではないか

A 地域の皆さんと協議を始める

質問 山崎地区商店街の石畳道路は、城下町景観形成の意味において重要である。前回の改修には、計画立案を含めて3年かかっている。計画性が必要ではないか。

市長 市が早く打ち出さなければ時間軸がずれてしまう。地域の皆さんとコンセンサスをとるため、自治会、商店街、各種関係団体と要否を含め協議を可能な限り早く始める。

質問 引原ダムの緊急放流時、住民への周知はどうしているか。

市長 「緊急放流」は兵庫県が判断するが、3時間前から市へ連絡がある。県は流域でサイレンを流すが、市は「しーたん通信」「しそうチャンネル」「しそう防災ネット」で危険性を周知している。自治会へはFAX以外に携帯電話の活用を進めている。

質問 山崎地区の揖保川では降雨時にサイレンが鳴るが、何を伝えているのか。その目的を住民に周知できているか。

市長 11分間吹鳴されるサイレンは、荒井土地改良区の管理する頭首工ゲート開放による水位上昇を知らせるもので、河川からの退避が必要。その目的の周知については河川付近での立札によりされているが、周辺住民に対しては今後検討をする。



9月定例会では、決算審査が行われます。

決算は、歳入歳出予算に基づく収入と支出の結果を集計した計算書であり、予算を執行した結果、どのような成果を挙げたかを示す成果報告でもあります。

宍粟市議会では、毎年、9月定例会の会期中に決算委員会を開催し、決算書のほかに主要施策の成果説明などを含め総合的に確認し、議決を行っています。



傍聴
Q&A

Q 途中での入退場できますか?

A ご自由に入退場ください(但しお静かに入退場ください)

Q 本会議の中継はありますか?

A しーたん放送などあります。詳しくは市議会HPまで

- 手話通訳者をご希望の場合は事前にご連絡ください
- 傍聴席は補聴器により明瞭な音声を聞き取ることができるように磁気ループを設置しています(貸出用補聴器も準備しています)
- 傍聴に際しては飲食をしない等、傍聴ルールをお守りください
- 団体で傍聴をご希望の場合は事前にご連絡ください
- 車いす席もご用意しています

令和5年9月議会 定例会日程(予定)

8 / 29(火)	本会議(議案上程)
8 / 31(木)	常任委員会付託案件審査
9 / 1(金)	常任委員会付託案件審査
9 / 5(火)	一般質問
9 / 6(水)	一般質問
9 / 7(木)	一般質問・採決
9 / 11(月) ~14(木)	決算委員会(令和4年度決算)
9 / 20(水)	委員長報告・採決
9 / 29(金)	本会議(最終日)

不明な点はお気軽にお問い合わせください

☎0790-63-3126

宍粟市議会

検索

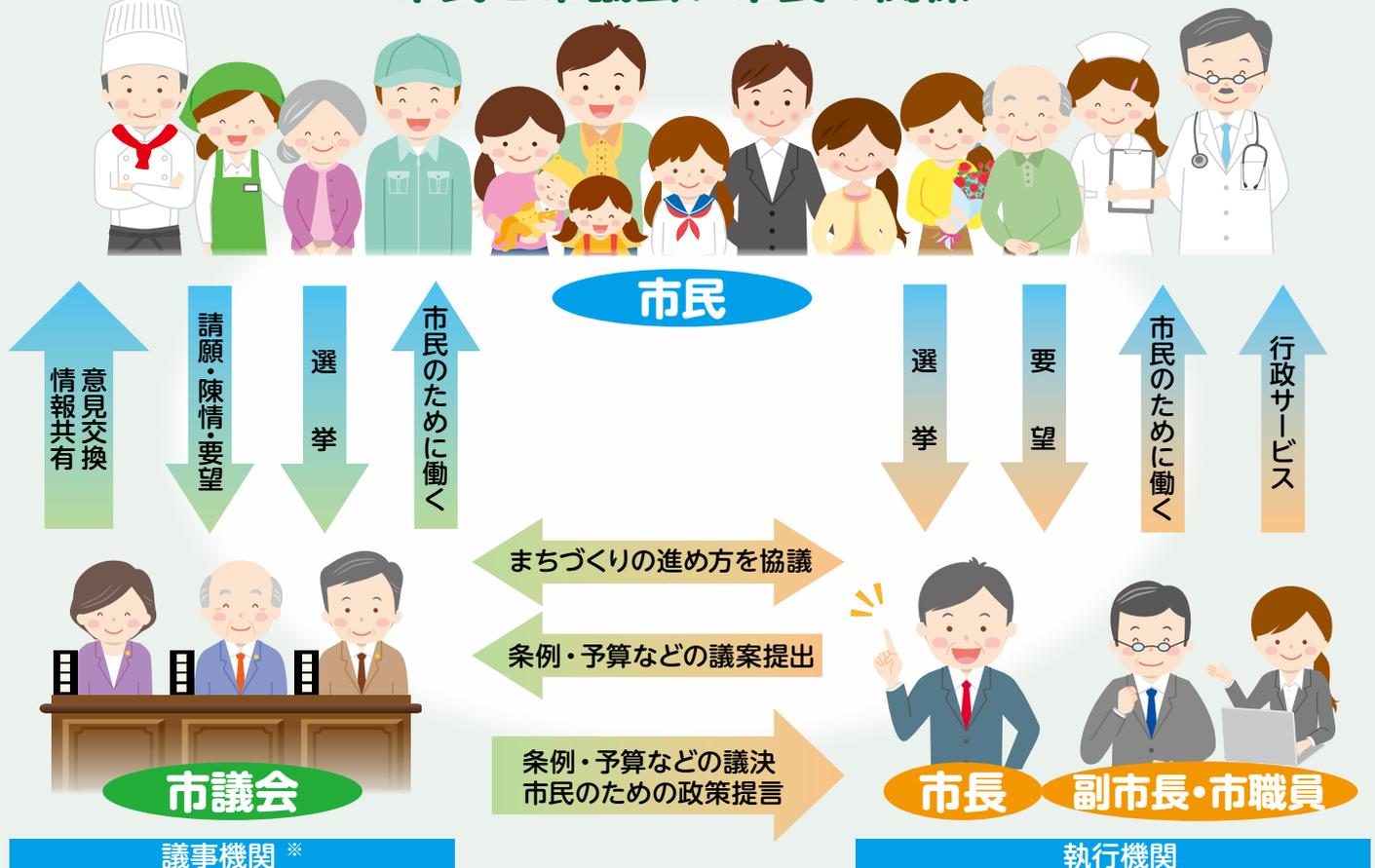
穴栗市議会 会派名簿

2023/5/24現在

政策研究グループ グローバルしろう			創政会			公明 市民の会		宍志の会		ミライ しろう		会派に 属さない 議員	
代表 者	幹 事 長	所 属 議 員	代 表 者	幹 事 長	所 属 議 員	代 表 者	幹 事 長	代 表 者	幹 事 長	代 表 者	幹 事 長		
大 畑 利 明	前 田 佳 重	飯 田 吉 則	林 克 治	神 吉 正 男	浅 田 雅 昭	西 本 諭	八 木 雄 治	大 久 保 陽 一	今 井 和 夫	垣 口 真 也	中 本 隆 敏	津 田 晃 伸	山 下 由 美

議会のしくみ

市民と市議会、市長の関係



市民は市長側（執行機関）、議会側（議事機関）、どちらでも相談、または要望できます。議会は、市長の目の届きにくい政策などを補う役割もあります。両者は最終的に市民生活・市民福祉の向上のために市政を担っています。

地方自治の制度は、首長（市長）と地方議会（市議会議員）という2種類の代表を住民（市民）が直接選挙で選ぶ二元代表制という仕組みになっています。

※議決により市の意志を決定する機関。市政を監視し、市の方針や施策の決定をしています。



手話でつながる ポップコーンのお店

ポップコーン専門店ヘレンケラー

代表 中尾富子さん

ポップコーンのお店は、宍粟市山崎町山田に、昨年10月オープンしました。

約40年前、手話サークル「ひとみ」の発足に関わり、ろう者（聴こえない人）と交流を続ける中尾富子さん（山崎町在住）が、秘めていた夢「障がい者と共に働く」を実現しました。現在のスタッフは、ろう者2名と健聴者3名で、就労支援にもつながっています。

中尾さんは、ろう者が接客する東京の居酒屋を紹介するテレビを観て、いつか一緒に働ける場所をつくりたいとの思いを抱いておられたところへ、昨年5月、所有する物件に空きがでたため、手話サークルで交流があった仲間へ声をかけ開店されました。

また、店舗の隣にある部屋では手話を学ぶ教室も設けられており、お店で働かされている小瀬さん（ろう者）が、手話を教えておられ、「互いに助け合える仲間がいて、楽しい。ここから手話を広げていきたい。」と意気込みを語ってくださいました。

ポップコーンは、有機栽培のコーンを使用。原材料も出来るだけ地元のモノにしたいとも話されていました。



…もっと手話の魅力を広めたい…



国連障害者権利条約の批准を契機に、ろう者の言葉である「手話言語」が認知され、全国各地で手話言語条例が広がり、ろう者や手話言語について社会の理解が進んでいます。

（宍粟市は、平成28年3月条例制定）

しかし、「聴こえない、聴こえにくい」ことによる社会の障壁はなくなった訳ではなく、課題は多く残っています。

手話言語は、魅力的で素晴らしい言語です。この手話をより一層市民に広げ、だれもが安心して暮らせる共生社会の実現をめざしたい。

中尾さんは、「この店（ヘレンケラー）は、聴こえない人と聴こえる人、そして、聴こえない人同士をつなげる場所。手話で会話するのが当たり前の社会にしたい。」と、先の目標を語ってくださいました。

（取材：津田晃伸）

このコーナーでは、市内で地域づくりに頑張っておられる団体や個人を広報広聴常任委員会のメンバーが取材し、皆さんに紹介します。



議会だより



議会情報



宍粟市